

# 放射性物質検査のご案内 ①

## ◆ 放射能濃度測定 (I-131・Cs-134・Cs-137)

(項目コード 飲料水・食品・飼料：479592)  
(項目コード 土壌・肥料：479591)

平成23年12月22日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、食品衛生法第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る規格基準案が承認され、平成24年4月より暫定基準値に代わり新しい基準値が施行される予定です。こちらを踏まえ、弊社でも新基準に適合可能な検出限界値を設定致しましたので、農作物や飲料水、地下水、飼料などの安全確認にぜひご利用下さい。

測定項目	放射性ヨウ素-131・放射性セシウム-134・放射性セシウム-137				
測定方法	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 平成14年3月厚生労働省「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に準拠				
対象検体	飲料水、乳児用食品、牛乳、一般食品、飼料など、基準値 <sup>※1)</sup> の設定があるもの				
検査料金	飲料水・食品・飼料：16,000円（税別）				
	肥料・土壌：21,000円（税別）				
検査納期	4～7日				
必要検体量	2kg以上				
検出限界	飲料水	乳児用食品・牛乳	一般食品	飼料	土壌
	1Bq/kg	5Bq/kg	10Bq/kg	基準値 <sup>※1)</sup> の1/10	20Bq/kg

※1) 基準値については、別添の「放射性物質検査のご案内②」をご確認ください。

## ◆ 放射能濃度測定 (スクリーニング検査)

(項目コード 479491)

平成23年11月10日、食品中の放射性セシウムスクリーニング法が一部改正され（厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡）、対象食品が食品全般（飲料水、乳及び乳製品を除く）に拡大されました。

弊社でもスクリーニング検査としてNaI (TI) シンチレーションサーベイメータを用いたメニューをご用意しておりますので、モニタリングのためにぜひご利用ください。

測定項目	放射性セシウム (Cs-137として) <sup>※2)</sup>
測定方法	NaI (TI) シンチレーションサーベイメータによる試験法 平成14年3月厚生労働省「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」、および 平成23年11月10日厚生労働省「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準拠
対象検体	食品全般（飲料水、乳及び乳製品を除く）
検査料金	8,500円（税別）
検査納期	4～7日
必要検体量	1kg以上
検出限界	30Bq/kg

※2) 放射性核種を全て放射性セシウム-137に換算して報告します。

【お問い合わせ先・検体搬送先】  
株式会社ファルコライフサイエンス 食品衛生環境営業部  
〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2  
TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477  
e-mail : info@falco-life.co.jp URL : http://www.falco-life.co.jp/



20120116

# 放射性物質検査のご案内 ②

## 放射性セシウムの規格基準（暫定許容値）

※平成24年4月より施行予定

検体区分	飲料水	乳児用食品	牛乳	一般食品
放射性セシウムの基準値	10 Bq/kg	50 Bq/kg	50 Bq/kg	100 Bq/kg

飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び飲料水との代替関係が強い飲料茶（浸出して飲まれるお茶は、飲む状態で飲料水の基準値を適用する）
乳児用食品	乳児用の調製粉乳及び乳児の飲食に供することを目的として販売するもの（粉状のものについては粉の状態で基準値を適用する）
牛乳	牛乳、乳等を主原料とし、消費者が牛乳と同類の飲料と認識する可能性が高いもの（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳及び乳飲料）
一般食品	「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」に該当しない全ての食品 ・原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する食品（乾しいたけ、乾燥わかめなど）については、原材料の状態と水戻しを行った状態で一般食品の基準値を適用する ・原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品（のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど）については、原材料の状態と乾燥した状態それぞれで一般食品の基準値を適用する

「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」

（平成23年12月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会）より抜粋

検体区分	肥料・土壌改良資材・培土	牛、馬、豚、家さん等用飼料	養殖魚用飼料
放射性セシウムの暫定許容値	400 Bq/kg	300 Bq/kg	100 Bq/kg

「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」

（平成23年8月1日 農林水産省）より抜粋

### 【検査ご出検時の注意事項】

- 半減期が短く結果値への考慮が必要な核種の検出が少なくなったため、半減期を考慮せず、測定時の結果値をご報告します。
- ご出検された検体の状態での結果をご報告します。  
水戻し後のしいたけや、浸出後のお茶の結果値が必要な場合には、加工後の検体をご出検下さい。
- スクリーニング検査では、比重の軽いもの（乾物など）が検体の場合、検出限界が上がってしまう事があるため、ゲルマニウム半導体検出器を用いた方法での検査をお勧めします。
- 「乳児用食品」については弊社で判断が困難なため、原則一般食品の検出限界にて検査を実施します。  
ご依頼時に「乳児用食品」である旨をご連絡いただければ、検出限界を「5Bq/kg」と致します。
- 魚介類など前処理に時間を有する場合、別途前処理料が発生する場合がございます。
- 必要検体量に満たない場合は、検出限界を担保する事ができないため、十分な検体量をご準備頂き、不足する場合は、事前にご相談下さい。
- 受託状況により、納期が延長する場合がございます。ご出検前にご確認下さい。
- ご依頼の際には、必ず事前のご連絡をお願いします。
- 検体搬送の際は、**検体ごとにビニール袋やポリ瓶に密閉して**、宅急便でお送り下さい。
- 検査終了後、検体は破棄しますが、放射線量の高い検体は返却させていただきますので予めご了承下さい。

【お問い合わせ先・検体搬送先】

株式会社ファルコライフサイエンス 食品衛生環境営業部  
〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2  
TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477  
e-mail : info@falco-life.co.jp URL : http://www.falco-life.co.jp/



20120116